

定 款

社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会

社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会

定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、鹿児島県において一般社会の知的障害者に対する理解を深め、人格・人権の尊重、と共生社会の実現による、知的障害者及びその家族の「権利擁護に関する」社会への働きかけと行政への施策提言等を行うことを目的として、次の事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

(イ) 知的障害者の更生相談に応ずる事業

(ロ) 知的障害者福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成を行う事業

2 この法人は前項の外、次の事業を行う。

(1) 知的障害及び育成会運動の社会啓発に関する事業

(2) 知的障害児者及び家族の権利擁護、知的向上及び意識昂揚並びに会員相互連携に関する事業

(3) 知的障害福祉向上のための関係団体等との連携及び協力に関する事業

(4) 知的障害福祉向上のための調査研究、情報提供に関する事業

(5) 知的障害児者の自立及び社会参加の促進に関する事業

(6) 鹿児島県から委託を受けた事業

(7) その他この法人の目的達成に必要な事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、知的障害者及び知的障害者と地域住民との交流促進を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県鹿児島市小野1丁目1番1号ハートピアかごしま内に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員14名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解

任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員の報酬は、無報酬とする。
- 2 評議員に費用弁償を支給する。
 - 3 第2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の費用弁償の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する費用弁償の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 13 条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員会の決議に評議員として議決に加わることができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の

状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 22 条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。

2 理事及び監事に費用弁償を支給する。

3 第 2 項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

(役員等の責任免除)

第 23 条 この法人は、理事会の決議によって、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、理事、監事、評議員（役員等であった者も含む。）の社会福祉法第 45 条の 20 第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の事務局長は、理事会において、選任及び解任する。

3 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 会員

(会員)

第 25 条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のために必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選で定める。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 基本積立金 一金2,000,000円也
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鹿児島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鹿児島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して

基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 34 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 35 条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の費用弁償等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 37 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 38 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

（種別）

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 物品販売事業（愛のひとしづく運動）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事（会 長）	松 下	兼 知
理 事（副会長）	四 本	健 光
理 事	田 上	富 義
理 事	水 流	国 彦

理 事	安 田	義 満
理 事	丸 野	清 司
理 事	指 宿	利 夫
理 事	鮫 島	拓 弥
理 事	磯 貝	春 信
理 事	江 波	澄 雄
監 事	前 田	一 雄
監 事	上 原	実

この定款の一部改正については、平成 8 年 3 月 2 8 日から施行する。

この定款の一部改正については、平成 1 0 年 5 月 1 2 日から施行する。

この定款の一部改正については、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

この定款の一部改正については、平成 1 2 年 4 月 3 日から施行する。

この定款の一部改正については、平成 1 4 年 7 月 9 日から施行する。

この定款の一部改正については、平成 1 9 年 5 月 1 5 日から施行する。

この定款の一部改正については、平成 2 6 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則

- 1 平成 2 9 年 2 月 1 4 日 一部変更認可
- 2 この定款は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 平成 2 8 年 5 月 1 8 日現在評議員の者の任期は、第 7 条第 1 項にかかわらず平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 平成 2 8 年 5 月 1 8 日現在役員のもの任期は第 2 0 条第 1 項にかかわらず平成 2 8 年度のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、鹿児島県知事の認可を受けた日から施行する。
- 2 鹿児島県知事の認可日 令和 3 年 5 月 1 0 日

附 則

- 1 この定款の変更は、鹿児島県知事の認可を受けた日から施行する。
- 2 鹿児島県知事の認可日 令和 5 年 5 月 9 日
- 3 定款第 5 条の規定の適用については、令和 7 年度定時評議員会の終結の時までの期間にあっては「1 4 名以上 1 8 名以内」を「2 0 名以上 2 4 名以内」とする。